

特 記 仕 様 書

1. 業務着手日

本業務は業務着手日を令和8年10月8日と想定している。

2. 業務の目的

本業務は、地下鉄走行路面の走行間、走行路面の水準及び案内軌条の通りを測定し、列車運行に適した状態であるかを把握すること並びに案内軌条及び走行路の軌道高さ（高低差）を計測し、車両限界と走行路面の位置関係を確認することを目的としている。

なお、各測定点の管理基準値については、業務担当職員より貸与する記録表に記載している。測定後は速やかに貸与した表に入力し、管理基準値を超える個所が判明した際には、直ちに業務担当職員に連絡を行うこと。

3. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

4. 業務内容

本業務は、下記の項目について測定及びデータ整理を行うものである。

（1）から（3）の測定結果については、速報として業務担当職員に速やかに報告すること。

（1）走行間測定

地下鉄ずい道内において、走行間を測定・記録する。また、測定位置については案内軌条上印による。

1) 測定間隔：20m

2) 測定項目：東豊線及び東西線鋼板走行路区間－案内軌条と走行軌条の中心との距離

3) 測定方法：手検測及び機械検測

（2）走行路水準測定

地下鉄ずい道内において、走行路中心位置の高低差を測定し記録する。また、測定位置については案内軌条上印による。

1) 測定間隔：10m

2) 測定項目：南北線、東豊線及び東西線鋼板走行路区間－走行路中心位置の水準

3) 測定方法：手検測及び機械検測

（3）案内軌条通り測定

地下鉄ずい道内において、案内軌条の通りを測定するため10m糸張りの上、5m毎に測定する。

1) 測定間隔：5m

2) 測定項目：南北・東西・東豊線－案内軌条通り

3) 測定方法：手検測及び機械検測

(4) 過年度データとの比較整理

走行間、走行路水準及び案内軌条通りの測定結果について、管理基準値を超える箇所の位置や傾向を把握するため、過年度の検測データとの比較整理を行い、グラフや比較表等を作成するものとする。

当該業務の作成に必要な資料は交通局より貸与する。作成にあたっては、業務担当職員と打合せを行うこと。

(5) 軌道高測定

走行路水準測定の結果において管理基準値を超過した箇所の点検を目的とし、地下鉄ずい道内において、案内軌条と走行路の高低差について計測し記録する。

- 1) 測定点：南北線は1か所につき7点、東西・東豊線は1か所につき3点
- 2) 測定項目：水準（案内軌条と走行路の高低差）
- 3) 測定方法：手検測

5. 測定範囲

本業務の測定範囲は下記によるものとする。

(1) 走行間測定範囲

線別	区間	延長	備考
東西線	-2 k 560 m ～ 0 k 000 m 10 k 670 m ～ 17 k 678 m	9.57 km	鋼板走行路区間 宮の沢駅乗降場西端～琴似駅 白石駅～新さっぽろ駅乗降場東端
東豊線	-0 k 075 m ～ 13 k 695 m	13.77 km	栄町駅乗降場北端～福住駅乗降場南端

(2) 走行路水準測定範囲

線別	区間	延長	備考
南北線	-2 k 070 m ～ 12 k 335 m	14.41 km	麻生駅乗降場北端～真駒内駅乗降場南端
東西線	-2 k 560 m ～ 0 k 000 m 10 k 670 m ～ 17 k 678 m	9.57 km	鋼板走行路区間 宮の沢駅乗降場西端～琴似駅 白石駅～新さっぽろ駅乗降場東端
東豊線	-0 k 075 m ～ 13 k 695 m	13.77 km	栄町駅乗降場北端～福住駅乗降場南端

(3) 案内軌条通り測定範囲

線別	区間	延長	備考
南北線	-2 k 070 m ～ 12 k 335 m	14.41 km	麻生駅乗降場北端～真駒内駅乗降場南端
東西線	-2 k 560 m ～ 17 k 678 m	20.24 km	宮の沢駅乗降場西端 ～新さっぽろ駅乗降場東端
東豊線	-0 k 075 m ～ 13 k 695 m	13.77 km	栄町駅乗降場北端～福住駅乗降場南端

(4) 軌道高測定範囲及び位置

走行路水準測定の結果を基に業務担当職員が決定する。なお、積算上は過年度実績に基づき所要日数を想定しているが、測定範囲及び箇所数の変更に伴い所要日数が増減する場合には、設計変更の対象とすることから、業務担当職員と協議すること。

6. 南北線の機械検測及び手検測について（走行路水準・案内軌条通り）

南北線の走行路水準・案内軌条通りの測定は、麻生駅駅部を除き、機械検測により行う。機械検測装置（令和2年度(株)カネコ製造）については、当局より貸与する。受託者は当該機械を操作し、検測データを記録すること。機械検測による計算整理については、当局より貸与するソフトを使用し、検測データを取り込み自動計算により行う。

また、麻生駅-2 k 070～-1 k 940（130m）については、手検測にて走行路水準・案内軌条通り測定を行う。

7. 東西線及び東豊線の機械検測及び手検測について（走行間・走行路水準・案内軌条通り）

東西線及び東豊線の検測については、東西線の特定の駅部（宮の沢駅・南郷7丁目駅中線）を除き、機械検測により行う。

検測機械（平成28年度(株)カネコ製造-軌道検測装置）については、当局より貸与する。受託者は当該機械を操作し、検測データを記録すること。

また、機械検測による計算整理については、当局より貸与するソフトを使用し、検測データを取り込み自動計算により行う。

宮の沢駅-2 k 560～-2 k 400（0.16 km）、南郷7丁目駅中線 11 k 390～11 k 780（0.39 km）については手検測にて走行間、走行路水準、案内軌条通り測定を行う。

8. 業務期間及び作業時間について

業務期間には、日曜日・祝日、全土曜日の休日を含んでいる。また、作業認定者の資格受講日と施工箇所の線路閉鎖の調整日数も見込んでいる。

軌道内作業は、地下鉄の営業が終了して、停電（AM 0:40 頃）が確認されてから開始し、AM 5:00 までに資機材搬出、後片付け、手続きを含む全ての作業を終えること。

停電確認前には当局が定めている作業開始の手続きと、資機材を搬出入する場合の作業時間を見込み、下記のとおり時間を厳守すること。

[作業時間： AM 0:00～AM 5:00]

軌道内での測定業務は、下記のとおり実施期間を指定する。測定業務の時期については、他部署との調整も発生することから、事前に業務担当職員と打合せを行うこと。

[軌道内での測定業務： 令和8年11月30日まで]

(検査基準日：10月1日 検査実施期間：着手の日から～11月30日)

9. 積算上の留意事項

(1) 夜間作業の労務単価については、下記の式により求める。

・設計内訳書又は単価表に【夜間】と記載しているもの。

作業時間：AM 0:00～AM 5:00

労務単価＝ $P \times 1.50$ P ：基準日額（昼間）

- (2) 各作業に係る作業計画の作成については、令和7年度版国土交通省「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）」による路線測量の作業計画の歩掛を準用している。
- (3) 機械計測を除くずい道内での作業（現地調査、駅部手計測、軌道高測定）については、線路閉鎖作業となることから測定箇所間の移動には制約を伴うため、過年度実績の作業量を基に日単位にて積算している。また、作業に要する人員は令和7年度版国土交通省「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）」による3級水準測量観測の編成を準用している。測定に要する機械経費等についても3級水準測量観測を準用し、計測条件としては地下鉄ずい道内であることを考慮し「道路上 平地 市街地乙（±0.0）」を採用している。
- (4) 軌道検測装置の走行は、当局所管の工作車を使用する。工作車は、指揮者・運転手を必要とするが、運転手は工作車免許を所持している交通局保守委託業者の運転手を受託者が用意すること。
- 工作車運転手については、【策定歩掛】南北・東西・東豊線機械検測測定の中で運転手（特殊）1名を計上している。
- また、指揮者は当局職員のみが行える資格であることから、業務担当職員と日程調整を行うこと。
- (5) データ整理及び報告書作成の積算は、鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き（改訂第12版）の構造物健全度調査を準用している。ただし、報告書作成については、作業内容を考慮し50%に補正している。
- (6) 本業務は地下鉄軌道内での屋内作業の為、冬期歩掛補正の対象としない。

10. 打合せについて

打合せ回数は、業務着手時、中間打合せ3回（機械計測後：1回、軌道高測定前後：2回）、成果品（しゅん功時）納入時の計5回としている。

11. 作業認定者制度について

本制度は委託者発注の軌道内の定期点検及び改修工事において、作業を安全かつ確実に履行することを目的とした制度であり、作業認定者は構内入出場、線路入出場、夜間作業の入出場手続き、連絡調整及び作業管理を行うことができる。

受託業者と請負業者の作業責任者が作業認定者に指定されるためには、委託者が実施する講習を受講する必要がある。本業務においても、本線入場を伴うことから作業認定者が必要となる。

12. 安全管理について

- (1) 業務の安全管理を担当する統括安全責任者を定め、指揮命令及び連絡系統を明確にすること。
- (2) 作業終了後に清掃・資材等の置き忘れがないことの確認を必ず実施し、始発の車両運行に支障をきたさないこと。
- (3) 資機材を駅施設内に仮置きする場合は、安全に配慮した仮置き計画書を提出して事前に業務担当職員の承認を得ること。

- (4) 作業時には資機材の総数量及び作業現場への持ち出し数量、仮置き場の収納数量が確認できる機材点検簿を作成し、管理すること。
- (5) 受託者は「腕章使用願い」にて腕章の貸与を申請して、貸与された腕章を必ず着用して作業すること。

1 3. 提出書類に関して

成果品は以下のとおりである。成果品提出前に、その内容について業務担当職員と打合わせを行うこと。なお、成果品を作成する際には、できる限り両面印刷を活用し、環境負荷の低減に努めること。

(1) 業務着手後速やかに提出する書類

- ・業務着手届 : A 4 版 2 部
- ・主任技術者経歴書 : A 4 版 2 部
- ・業務工程表 : A 4 版 2 部

(2) しゅん功日までに提出する成果品

- ・測定に関する業務報告書 : A 4 版 1 部
- ・野帳及び機械検測データ : 1 部
- ・電子データ : 1 部

1 4. 再委託の禁止について（契約約款第 5 条の取扱い）

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は、すみやかに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願い（指定様式）を書面にて提出し、委託者からの再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

1 5. その他

業務上で不明な点は、業務担当職員と協議を行うこと。また、受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。